



ファミリー・サポート・センター

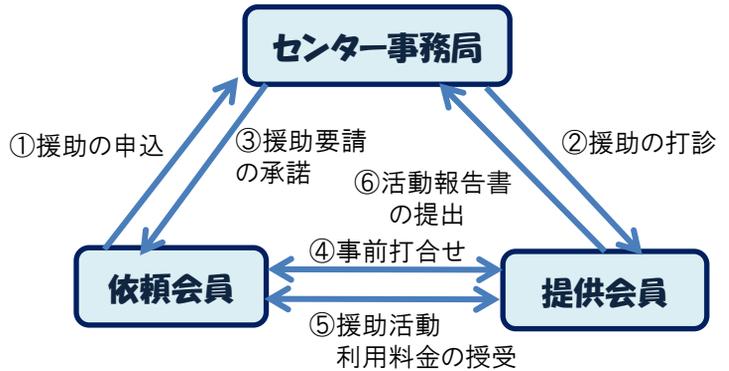
ファミリー・サポート・センターとは、子育ての援助をしようとする人（提供会員）と子育ての援助を受けたい人（依頼会員）がそれぞれ会員となって、子育てを助け合う組織です。



会員になるためには・・

入会・登録(無料)が必要です。
申請書等に必要事項を記入の上、
保健福祉センターへ
ご提出ください。

センターの仕組み



●会員の種類

会員には3つの種類があります。

【提供会員】心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有し、センターが認める講習会を受講した人、もしくは同等の知識を有する人。

【依頼会員】勝央町内に居住し、0歳児から小学6年生までの子どもがいる人。

【両方会員】依頼会員・提供会員の両方を兼ねることもできます。

●援助の内容

- 保育園の保育開始時間まで、または保育園終了時間後の子どもの預かり。
- 保育園への子どもの送迎
- 学童保育終了後の子どもの預かり。
- 学校の放課後の子どもの預かり。
- 冠婚葬祭やほかの子どもの学校行事、買い物等保護者の都合による一時的な子どもの預かり。
- そのほか、会員の育児に関して必要な援助。



●ご利用料金

活動時間	1時間あたりの利用料金
月～金曜日（祝日以外） 午前7時～19時まで	500円
上記以外の日にち・時間帯	800円

*最初の1時間まではそれに満たない場合でも1時間とみなします。

*1時間を超える活動については、30分以内は上記の金額の半額とし、30分を超え、1時間までは1時間の金額とします。

*1人の依頼会員が複数の子どもを預ける場合は2人目から半額とします。

●ひと親世帯への利用料の半額助成が始まります！

勝央町ファミリー・サポート・センターを利用されるひとり親家庭の会員に対する助成制度です。「利用したいけれど、料金負担が…」という方はぜひ、ご相談ください。

【助成対象者】

勝央町に住所を有するひとり親家庭等で、児童扶養手当の支給を受けている者かつ援助活動に伴う利用料を滞納していない者

【助成額】

勝央町ファミリー・サポート・センター利用料の半額（1ヶ月あたり1万円を助成上限額）
※交通費、食事代、おやつ代等の実費負担分等は除きます。

【手続き方法】

事後申請となり、1ヶ月分をまとめて申請していただき、審査後、ご指定の銀行口座に助成額を振り込みます。

【申請時に持ってきてもらう物】

- 1 勝央町ファミリー・サポート・センター事業の報告書（利用料金の記載があるもの）
 - 2 当該年度の児童扶養手当証書の写し
 - 3 印鑑
 - 4 振込先の通帳
- * 申請の際は申請書のご記入をお願いします。

【申請窓口】

勝央町総合保健福祉センター



●Q&A

Q1：会員になりたいけど、どうすればいいの？

A：まずセンター（健康福祉部）にて会員登録をしてください。外出が困難な方は、センターまでご連絡いただければ、アドバイザーがご自宅までお伺いします。

Q2：知らない人が来るのは少し不安なんですけど・・・

A：大丈夫です。事前に打ち合わせを行い、アドバイザーが調整いたします。

Q3：仕事をしながらでも提供会員になることはできますか？

A：はい。ご都合のよい時にお手伝いいただけます。

Q4：援助活動中に事故等が起こった場合は？

A：まず、センターへご連絡ください。ファミリー・サポート・センター補償保険に加入していますので、その場での対応を指示いたします。

連絡先・問い合わせ先

勝央町総合保健福祉センターTEL：38-7102